

## 平成30年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目

～事故防止等に関する安全点検及びテロ対策等の点検～

東 北 運 輸 局

平成30年11月28日

## 第1 目的

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠であるが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想される。

軽井沢スキーバス事故など、これまでに発生した事故や豪雨、台風等による輸送障害等の近年の輸送情勢を踏まえ、安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進しているところである。陸・海・空にわたる輸送機関等における安全確保及び事故防止の徹底を図るためには、これらに加えて、事業者における自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であることから、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を実施し、安全意識を向上させる必要がある。

また、テロの脅威は先進国を含めて世界各地に拡散し、最近のテロの対象として、警備や監視が手薄で不特定多数が集まる、いわゆるソフトターゲットが標的になる傾向があるなどテロ情勢は一層厳しさを増している。こうしたテロの脅威が高まる中で、平成30年には、テロではないものの、新幹線車内で刃物を使った殺傷事件等も発生している。また、我が国においては、平成31年にはラグビーワールドカップ、平成32年にはオリンピック・パラリンピック東京大会等の国際イベントの開催を控えており、テロ対策の実施状況についても、併せて点検を実施し万全を期する必要がある。さらに、新型インフルエンザ対策については、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、同法に基づき政府及び国土交通省等の行動計画が策定されている。これらを踏まえ、運送事業者を含む事業者等は、対策の着実な実施に努める必要がある。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」（以下「総点検」という。）を実施する。

## 第2 期間

平成30年12月10日(月)～平成31年1月10日(木)

## 第3 重点点検事項

今年度の総点検においては、以下の4つの点検に特に留意する。

- 1 安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況
- 2 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- 3 テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- 4 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況

## 第4 点検事項

各分野の主な点検事項は以下のとおりとする。

### 3 自動車交通関係

#### 【点検事項】

- (1) 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- (2) 運行管理（飲酒運転・過労運転、健康起因事故の防止、点呼の実施、運転者に対する指導監督）及び整備管理（車両の日常点検整備、定期点検整備等）の実施状況（特に大型自動車の脱輪事故防止対策及びブスペアタイヤ等の定期点検実施状況）
- (3) コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- (4) バスターミナル、自動車道及び一般トラックターミナルの保守点検の実施状況
- (5) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- (6) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- (7) 新型インフルエンザ対策の実施状況

## 第5 総点検実施要領

- 1 総点検項目は、輸送機関等毎の実施計画によるものとし、自主点検表及び総点検表については、各部等において別に定めた様式を使用するものとする。
- 2 運輸局関係各部においては、関係団体等に対し総点検について、指導を行うとともに、支局及び事務所と調整のうえ、事業者等による自主点検の実施率の向上を図るよう措置する。また、点検対象事業者を選定し、立入検査を実施するものとする。
- 3 運輸局関係各部及び支局、事務所においては、調整の上、関係事業者等に対し点検方法を指示し、報告徴収を行うとともに、立入検査等の実施によって関係事業者等の実施状況を点検するものとする。

特に、警告・指導に基づく安全対策の取組み状況について、立入検査等を活用しつつ、集中的に点検するものとする。

- (1) 事業者の本社のほか、現場機関（支社・営業所等）も訪問するなどにより全体的な総点検実施状況を把握するものとする。
- (2) 対象事業者の特徴を踏まえつつ、実態に即した点検を行うよう努めるものとする。

- 5 関係事業者等に対しては、期間及び別紙の点検項目を示し、さらに、次の事項について指示し自主点検を実施するよう指導するものとする。

- (1) 総点検は、現場機関のみにまかせることなく、経営トップを総点検最高責任者に選任し、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては常に現場の状況を把握し、総点検において発見された不備事項については、早期改善について厳正な態度で臨み、適切な措置を行うこと。
- (2) 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。